

# 農地法第4・5条許可申請に添付する書類について

添付書類の提出部数は原則2部（原本があるものについては原本1部、写し1部）です。

- ア 事業計画書（事業の必要性、土地の選定理由、土地利用計画、用（給）排水計画、被害防除措置、離農措置、候補地内に道水路等がある場合の措置等を記載したもの。ただし、申請書又は他の書面、図面等で確認できる場合は省略可。）
- イ 法人にあっては、定款又は寄附行為、法人登記簿の抄本又は謄本
- ウ 申請に係る土地の登記事項（全部）証明書（登記簿謄本）
- エ 公図の写し（申請地に隣接する土地の地目を記入したもの）  
申請に係る土地の地番を表示する図面で、法務局備付けのものによる（字限図を含む。）。申請地に関する地目及び隣接土地の地目も併せて付記し、縮尺、方位、開発区域（朱書き）を明示したもの
- オ 転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面（住宅地図等申請地の案内図となるもの）  
縮尺 1/50,000～1/10,000 程度。縮尺、方位、概ねの位置（朱書き）を明示したもの
- カ 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置、及び施設物間の距離を表示する図面  
縮尺 1/500～1/2,000 程度。縮尺、方位、開発区域（朱書き）を明示したもの  
（建物の平面図、立面図、配置図等。配置図は給排水の経路も明示したもの。）
- キ 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権、又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面
- ク 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面。手続中等の場合は、その見込みを証する書面
- ケ 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（ただし、意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）
- コ 当該事業に関連する取水又は排水について、水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面
- サ その他参考となるべき事項
- (ア) 資金調達の計画の裏付け資料として、金融機関等の証明書（通帳のコピーは不可。法人で、増資又は既設の売却費を充当するときは、役員会の議決書の写しで原本証明したもの）
  - (イ) 市町村等にあっては、予算議決書及び条例等に定めるところによる用地取得等の議決書
  - (ウ) 申請地に抵当権、仮登記等が設定されている場合は、転用事業に支障を及ぼすことがないことを証する書面等
  - (エ) 申請内容が一時転用の場合、事業が完了した後に当該農地を確実に復旧することを誓約する書面（農地復旧計画書）
  - (オ) その他必要と思われる資料
    - ・申請書の住所（現住所）と申請に係る土地の登記事項証明書の表示と異なる場合には、住民票
    - ・申請者の住所が市外の場合は住民票等
    - ・申請に係る土地が未相続である場合には、相続関係を証明する書類（戸籍謄本等）

# 農地法第4・5条許可申請書の記載について

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 「現住所」欄には、住民票表示の住所により記載すること。ただし、住民票表示の住所地が生活の本拠地でない場合があるので、その場合には生活の本拠地を記載すること。
- 3 法人の場合にあっては、「職業」欄には主たる業務の内容を、「氏名」欄には法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 (5条申請書の「申請人」欄の下)「農地を転用するため、「」を「」したいので～」の括弧には、『「所有権」を「移転」』(売買、贈与の場合等)又は『「賃(使用)貸借権」を「設定」』(貸借の場合)と記載すること。
- 5 「許可を受けようとする土地の表示等」欄には登記事項証明書の表示により記載すること。ただし、証明書の表示の地積が尺貫法により表示されている場合は、平方メートルの単位に換算して記載すること。また、「10a当たりの普通収穫高」欄には、次の例示のように記載すること。  
〔例示〕「水稻の場合(減反を含む)」---米○○○kg  
「家庭菜園の場合」---自家用野菜  
「作物が混在している場合」---蔬(そ)菜  
ただし、不耕作の場合には、申請に係る土地において通常想定される作物及び収量を記載すること。
- 6 「転用計画」の「(用途)」欄には、事業計画の目的を記載すること。  
〔例示〕「工場の場合」---乳製品加工工場、自動車部品製造工場、醤油製造工場等  
「住宅の場合」---自己住宅、賃貸住宅、分家住宅(二男)、社宅、共同住宅、建売住宅、農家住宅等  
「資材置場の場合」---土木建築工事用資材置場、配管工事用資材置場、ガス水道工事用資材置場  
「店舗の場合」---煙草小売店舗、魚小売店舗、理容店舗等  
「倉庫の場合」---弱電機械製品保管倉庫、薬品保管倉庫等
- 7 「転用計画」の「(事由の詳細)」欄には、転用事業を実施しなければならない緊急性及び必要性を記載すること。
- 8 「転用計画」の「事業の操業期間又は施設の利用期間」欄には、工事計画完了の日、若しくは第1期工事完了時において一部操業を開始する場合はその期日を、また、権利の設定(貸借権)の場合にあっては、その利用期間を記載すること。
- 9 「転用計画」の「転用の時期、転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、建物の名称、建物の総棟数、1棟当たりの建築する床面積、総建築物の面積及び所要面積を転用工事の期別計画ごとに記載すること。  
なお、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載すること。また、記載する欄が不足の場合は、別紙に記載すること。
- 10 「権利を「」しようとする契約の内容」欄には、売買の内容(売買価格、支払期日)、賃貸借の内容(賃貸料、賃貸期間)その他必要な特約事項等の要点を記載すること。
- 11 「転用の目的に係る事業の資金計画」欄には、所要資金、自己資金、借入資金等を明確に記載すること。
- 12 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」欄には、被害の内容、防除施設の内容等の要点を記載すること。